

HIKARI 光通信・知財の窓

— 光内外特許事務所 —

所長・弁理士 中谷 光夫

東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル 5F

TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785

hikari.naigai@mbr.nifty.com

http://www.hikari-naigai.com/



2013・12・10

国内外の特許出願

▽政府▽

手数料1/3に、主要国で最安

政府は来年度から国内外の特許手数料を引き下げることを決めた。従業員20人以下の中小企業が国内で特許を取得する際の手数料を現行の3分の1とし、海外での出願手数料も初めて引き下げ、主要国で最低水準とする。

現在は赤字の中小企業は減免されるが黒字ならば減免しない。新たな減免措置では黒字か赤字かを問わず従業員20人以下ならば対象となる。

また、海外での特許出願の手数料は、現在は日本の特許庁や国連の世界知的所有権機関(WIPO)に計20万円を支払うが、これを3分の1の6.6万円に減らす方針だ。

この結果、国内・国際合計手数料は、ドイツ、米国、中国、韓国などと比べて最低水準となる。政府は近年、日本の知財活動が主要国の中で低迷していることから手数料を引き下げて活性化させる方針だ。

13カ国で審査短縮 ▽グローバルPPH▽

特許国際出願で新たな枠組み

特許審査の期間を短縮する国際的な枠組みが来年1月に発足する。日米韓のほか英国、オーストラリア、ロシア、デンマークなど13カ国が参加する予定だ。

特許を国際出願するときに審査期間を短縮する2国間の制度である「特許審査ハイウエー(PPH)」を発展させ、「グローバルPPH」と呼ぶ。多国間の制度が整い、通常のPPHを使っていなかった国にとっても参加のハードルは下がる。高めの経済成長が見込めるインドやブラジルなどが加盟すれば、知的財産の管理が便利になる。

日本で特許を得た発明を米国で出願する場合、いまある通常のPPHを使えば、普段よりも3分の1ほどの短い期間で審査が済む。ただ、現在のPPHは相手国と個別に結ばなければならず、書類の準備などの手間がかかっていた。

来年1月につくるグローバルPPHに加盟すれば参加国のすべてとPPHを結んだのと同じになる。個別国との交渉がいらなくなり、自国企業の国際出願を増やしたい国にとって参加しやすい制度となる。

グローバルPPHに必要な書類の種類も参加国の間で統一を目指す。一度に複数の国で特許を得たい企業にとっても出願が容易になる。

保護対象を拡大 ▽意匠制度小委員会▽

画像デザインの保護など検討

産業構造審議会知的財産分科会の意匠制度小委員会は、スマートフォンのアプリなど、機器に固有でない画像デザインも意匠権の保護の対象に拡大する意匠制度の見直しの具体的検討を開始した。

タッチパネルなどの入力インターフェイス技術の発達、携帯端末の普及などで、電子機器の操作画像のデザインは、重要なものとなっているが、現行の意匠法では、物品の表示画像は物品の部分意匠として保護しており、保護対象は物品の機能を果たすために必要な表示で、かつ、物品にあらかじめ記録されたものとされている。このため、アプリ等で表示される操作画像は含まれないとされていて以前から保護対象の拡大が検討されてきている。

一方、海外では、米国・欧州・韓国などの諸外国ではすでに、画像に係る意匠が、より手厚く権利保護されており、産業界からも汎用端末向けに配信されるアプリの画像デザインも保護すべきとの要望が強まっている。また、日本も近く意匠の国際登録に関するハーグ協定への加入が予定され、その点からも画像デザインが国内と海外で同様の保護を受けられる制度が急がれている。

意匠制度小委員会は、画像デザインを機能ごとに権利化する案や物品ごとに権利化する案について、保護対象や効力範囲などを検討して、近く制度見直しの素案を示す方向だ。

損害賠償請求控訴事件

(文化庁長官による著作権登録原簿への登録の意義)

解説

知的財産高等裁判所・平成25年(ネ)
第10015号 判決言渡 平成25年6月20日

第1 事案の概要

本件は、著作物の題号を「受話器の象徴」とする6点の図柄(本件図柄)について、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)の移転登録を受けた控訴人が、その登録申請に際し、文化庁長官に違法行為があったことにより、登録免許税相当額等の損害を被ったなどと主張して、被控訴人(国)に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償及び遅延賠償金を求めた事案である。

控訴人は、本件図柄の著作権の譲受を受けた旨、文化庁長官に著作権の移転登録を申請し、文化庁長官による登録が完了していた。

その後、控訴人は、本件図柄の著作権(複製権及び翻案権)侵害を理由に訴外Aに対して損害賠償請求訴訟に及んだ。これについて、福岡地方裁判所は「本件図柄は著作物には当たらない、著作権登録原簿に登録されていることを根拠として本件図柄が著作物であるという原告の主張は採用することができない」と判示して、控訴人の請求を棄却する判決を言い渡した。

控訴人は、控訴人が著作権の移転登録を申請した際、「文化庁長官は、担当職員をして、控訴人に対し、登録をしたからといって著作権の権利者という地位は保証されない等の説明をさせるべき職務上の法的義務を負っていたのに、これを怠った違法がある」と主張し、「文化庁長官の行為が国家賠償法上違法である」として出訴した。

原判決は、文化庁長官の行為に違法はないとして、原告の請求を棄却した。そこで、原告(控訴人)は、これを不服として控訴した。

第2 主な争点

争点1:文化庁長官の行為が国家賠償法上違法であるかどうか

争点2:原告の賠償額

この解説では争点1についてのみ紹介する。

第3 判決

本件控訴を棄却する。

第4 裁判所の判断

著作権法(以下「法」)は、著作権は著作物の創作によって発生し、著作権の発生に登録その他の方式の履行を要しないとする無方式主義を採用しており(法17条2項)、著作権の発生を登録する制度は存在しない。

一方で、法は、著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる(法61条1項)、著作権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く)は、登録しなければ第三者に対抗することができないと規定し(法77条1号)、著作権の移転を公示する登録制度を設けて、当事者の意思表示によって生じた著作権の譲渡(移転)について登録を第三者に対する対抗要件としている。

そして、著作権の移転登録は、申請又は嘱託により、文化庁長官が著作権登録原簿に記載し、又は記録して行うものとし(法78条1項、著作権法施行令15条1項)、登録の申請は、原則として登録権利者及び登録義務者が共同で(著作権法施行令16条ないし19条)、著作物の題号、権利の表示、登録の原因及びその発生年月日、登録の目的等の所定の事項を記載した申請書を登録の原因を証する書面等の所定の添付資料とともに文化庁長官に提出し

て行わなければならないとしている(著作権法施行令20条、21条)。

文化庁長官は、①登録を申請した事項が登録すべきものでないとき、②申請書が方式に適合しないとき、③申請書に必要な資料を添付しないとき、④申請書に登録の原因を証する書面を添付した場合において、これが申請書に記載した事項と符合しないとき、⑤登録免許税を納付しないときなどの却下事由(著作権法施行令23条1項各号)の有無を審査し、却下事由が認められないときは、登録の申請の受け付けの順序に従って著作権の移転登録を行うものとされている(著作権法施行令22条)。

しかし、この却下事由には、移転登録の対象とされた著作権の客体が法2条1項1号の「著作物」に該当しないことは含まれていないから、文化庁長官の審査権は、上記「著作物」の該当性に及ぶものではない。

なお、文化庁長官官房著作権課が平成23年6月に発行した「登録の手引き」には、「著作権の登録に関するQ&A」の「Q13 文化庁に登録されている著作物は、公的に認められた価値あるものなのでしょうか。」に対する「答」として、「A 著作権に関する登録の審査は、…登録の前提となる事実が行われているかどうかを申請書等から形式的に審査するものであり、文化庁は登録されている著作物の内容には関知しておりません。」との記載がある。

以上によれば、著作権の移転登録は、当事者の意思表示によって生じた著作権の権利変動を公示し、第三者に対する対抗要件となるものではあるが、移転登録の対象とされた著作権が発生していることや、その著作権の客体が法2条1項1号の「著作物」に該当することを公示するものでないことは、著作権の移転登録の制度上明らかである。

そこで、文化庁長官は、著作権の移転登録申請があった際に、申請者に対し、その申請に係る登録がされたからといって著作権が発生するものではないとか、著作権の権利者という地位が保証されるものではないなどの説明を著作権の移転登録事務を担当する文化庁の担当職員にさせるべき職務上の法的義務を負うものとはいえないし、文化庁長官がかかる法的義務を負うものとする法令の定めや根拠はない。

したがって、文化庁長官がかかる法的義務を負うことを前提に、文化庁長官の行為が国家賠償法1条1項の適用上違法となるとする控訴人の主張は、その前提を欠くものとして、理由がない。

第5 考察

本件は、著作権法における『著作権の移転の登録』に関する判決である。

著作権は著作物の創作によって発生し、著作権の発生に登録その他の方式の履行を要しないとする無方式主義を採用している(法17条2項)。

一方で、法は、著作権の移転を公示する登録制度を設けて、当事者の意思表示によって生じた著作権の譲渡(移転)(相続その他の一般承継によるものを除く)について登録を第三者に対する対抗要件としている。

控訴人は、控訴人が原告になった、著作権侵害訴訟において「著作物には当たらない」と判示された本件図柄について、これがそもそも著作物に該当し、著作権が成立しているものであるかどうか判断することなく著作権移転の登録を行った文化庁長官の行為が国家賠償法上違法である、と考えたのだと思われる。

東京地裁、知財高裁とも前記のように判断して控訴人の請求を棄却した。

無方式で発生する著作権と、審査を経て設定される他の無体財産(特許権など)と比較して相違がある。著作権法上の登録制度の本質を考えるよい事例であり、今後の実務の参考になる部分があると思われるので、紹介した。

以上

企業の知財戦略に新たな潮流 ～環境変化に対応する取り組みとは～

みずほ情報総研調査

企業活動のグローバル化の進展、新興国市場での需要拡大や競合他社の台頭など、企業を取り巻く環境は劇的に変化している。このような状況の中、企業の知的財産戦略は、これまでの「模倣品の排除」や「特許権侵害の防御」、また「単に優れた知財を特許権として権利化する」だけでは競争力を高めることは難しい。

2002年に政府が「知的財産立国」を宣言してから10年が経過し、一つの節目を迎えたといえる今、これまでの環境変化に対応して、企業は新たな知財戦略の必要性が増してきている。

この度、みずほ情報総研は、知財立国宣言以降の環境変化を受けて、今後の知財戦略の課題を探ることを目的にアンケート調査を実施した。調査結果によると、「10年前から現在までの間で知財戦略に影響を与えた変化」の上位に挙げたのは、「新興国市場の需要拡大」(40.3%)、「新興国の競業他社の台頭」(38.5%)、「情報技術の進歩」(25.3%)、「製品ライフサイクルの短期化」(24.8%) などとなっている。

こうした環境変化を背景に、「過去10年間の

10年前と比べた知的財産戦略に対する意識や取り組み内容の主な変化

知的財産活動の費用対効果を意識するようになった	50.3%
研究開発や知財権確保を重要領域に集中化するようになった	32.1%
意匠権、商標権を組み合わせる権利形成を行うようになった	30.5%
国外出願で多様な観点(制度、競合他社)を考慮するようになった	29.1%
権利化だけでなく、ブラックボックス化も重視するようになった	27.6%
後発の追従を防ぐため技術流出の防止を強化するようになった	22.3%

対象：建設業、製造業、情報サービス業の売上高上位1万社(有効回答企業数 807社) ※複数回答

知財戦略に対する意識や取り組み内容の変化」として、「知財活動の費用対効果を意識するようになった」を上げる企業が約5割(50.3%)と最も多く、次いで、「研究開発投資や知財権確保を重要な領域に集中化するようになった」(32.1%)となっている。

10年前と比べた知財戦略に対する取り組み内容の変化をみると、企業は権利形成を行う知財の選択と集中を進めており、さらに、特許出願による保護だけでなく、意匠権、商標権、国外への出願も選択しつつ、重要領域を絞り込んで収益・シェアを確保しようとする新たな潮流がうかがえる。

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

◆教育訓練給付を大幅拡充へ◆ 知財関連の大学院講座など検討

最大3年180万円

厚生労働省は、キャリアアップのために資格や学位の取得を目指す人を対象に、最大180万円を支給する雇用保険の教育訓練給付の拡充案を示した。

拡充案は、資格を取る学校に通う費用の4割を補助し、実際に資格が取ればさらに2割を上乗せする。上限は年60万円で期間は最大3年としている。

教育訓練制度は社会人のキャリアアップを図ることなどが狙いで、支給要件としては雇用保険の被保険者期間が3年以上(初めて支給を受けようとする人については1年以上)あることなどが条件となる。厚労大臣が指定する教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練施設に支

払った教育訓練経費の一定割合に相当する額が支給される。

現行制度での補助は、1年限りで補助率は2割、金額は上限10万円。拡充案の最大補助額は現行制度の18倍となる。各種資格の取得に加え、知的財産などの大学院授業料も含む方向で検討している。

政府は「行き過ぎた雇用維持型」から「労働移動支援型」への政策転換を打ち出していることから、その一環としての制度拡充への動きとみられる。雇用保険料が財源で、足りない場合は6兆円近い保険料の積立金を取り崩して対応する考え。

現在、制度の詳細については流動的な部分を残しているが、厚労省は2014年の通常国会に雇用保険法の改正案を提出する。

なお、厚労省は2014年3月までだった失業手当の拡充期間も延長する考えを明らかにしている。勤務先が倒産したり、有期契約で雇い止めされたりした場合、給付日数が最大60日延びる特例が08年のリーマンショック後にできていた。

審 決 紹 介

別掲商標は、構成中「寿司ざんまい」の文字自体が独立して自他商品識別機能を有しない為、称呼・観念は生じず、又、外観上明らかな差異があるから、引用商標「すしざんまい」とは、互いに相粉れる虞なく非類似、と判断された事例（不服2012-23990、平成25年6月28日審決、審決公報第164号）

1 本願商標

本願商標は別掲の通りの構成からなり、第30類「すし」を指定商品として、平成22年5月6日に登録出願されたものである。

別掲（本願商標）



2 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は『すしざんまい』の平仮名を標準文字で表してなる登録第5511447号商標（引用商標）と、『スシザンマイ』の称呼及び「心ゆくまですしを食べるさま」の観念を共通にする類似の商標であって、同一又は類似の商品に使用するのであるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は別掲の通り、文字と図形からなり、「すし」を指定商品とする処、構成中の「寿司ざんまい」の文字についてみると、各種の食に関する分野においては、「焼肉ざんまい」、「焼鳥ざんまい」、「魚ざんまい」、「肉ざんまい」等のように、料理名や食材名と「ざんまい」の語を結合して販売促進のために使用されている事実があることから、「寿司ざんまい」の文字を「すし」に使用するときには、需要者は宣伝のための語を表したものと認識するに止まる。

そうすると、本願商標の構成中「寿司ざんまい」の文字自体は、独立して自他商品の識別機能を果たし得ず、原審示示のように、本願商標から「スシザンマイ」の称呼及び「心ゆくまですしを食べるさま」の観念は生じない。

また、本願商標と引用商標とは、外観においては、構成上明らかな差異を有するものであるから、相粉れる虞はない。

してみれば、本願商標から「スシザンマイ」の称呼及び「心ゆくまですしを食べるさま」の観念が生じるとし、これを前提に、本願商標と引用商標が称呼及び観念上類似するとし、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとし原査定は

妥当でなく、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論の通り審決する。

商標「ハイルスクハイリターン」は、役務のキャッチフレーズ又は内容等を表示するものではなく、自他役務の識別機能を果たし得、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識できない商標とはいえない、と判断された事例（不服2013-8010、平成25年7月16日審決、審決公報第164号）

1 本願商標

本願商標は「ハイルスクハイリターン」の文字を標準文字で表してなり、第45類に属する役務を指定役務として、平成24年10月29日に登録出願されたものである。その後、指定役務について補正されている。

2 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は『ハイルスクハイリターン』の文字を普通に用いられる方法で表してなる処、これよりは『一般に、収益が大きければそれに伴う危険性も大きいという原則』の意味を理解・認識させる以上に格別顕著なところはなく、これを本願指定役務に使用しても、自他役務識別機能を果たし得ず、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標と認める。従って、本願商標は商標法第3条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は「ハイルスクハイリターン」の文字を標準文字で表してなる処、構成文字全体から原審示示の意味合いを認識させる場合があるとしても、指定役務との関係において、直ちに識別力がない商標とまではいえず、その役務のキャッチフレーズを表し、又は内容等を直接又は具体的に表したものと認識させるものとも言い難い。

そして、当審において職権をもって調査するも、本願指定役務を取扱う業界において、「ハイルスクハイリターン」の文字が役務のキャッチフレーズ又は内容等を表示するものとして、取引上普通に使用されている事実を発見できなかった。

してみれば、本願商標はこれをその指定役務について使用しても、自他役務の識別機能を果たし得るものであり、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識できない商標とはいえない。

従って、本願商標が商標法第3条第1項第6号に該当するとし本願を拒絶した原査定は、妥当でなく、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論の通り審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権

昭和29年	商標登録第 444564号～第 445872号
〃 39年	〃 第 642406号～第 643990号
〃 49年	〃 第1063599号～第1067710号
〃 59年	〃 第1682201号～第1689804号
平成 6年	〃 第2657303号～第2671500号
平成16年	〃 第3371457号～第3371457号
平成16年	〃 第4769081号～第4775334号

各年の5月1日～5月31日までに設定登録された商標権

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。（尚、存続期間経過後6ヶ月は登録申請できます）。

平成9年4月1日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意ください。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければならない特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成23年1月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは12月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、

審査請求料と特許料（第1年分から第10年分）の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
25年8月分	24,981	9,438
前 年 比	95%	95%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryu/toukei/syutugan_toukei_sokuhou.htm